

令和3年度 教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について

1 調査期間

(1) 第1次調査

- ① 期間 令和3年4月1日から令和3年11月30日まで
- ② 対象 令和3年11月2日付で、市立小・中・高等学校長に調査を依頼
- ③ 内容 保護者、児童生徒、教職員へのアンケートを実施

(2) 第2次調査

- ① 期間 令和3年12月1日から令和4年3月31日まで
- ② 対象 第1次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を令和4年3月31日まで随時報告

2 体罰、不適切な言動の定義

(1) 体罰

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科初第1019号）における「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」による。

(2) 不適切な言動

子供への優位性を背景に、適正な指導の範囲を超え、子供に対し著しく精神的な苦痛を与えるもの

- ① 子供の人格や人権への配慮を欠いた言動
- ② 高圧的・威圧的な指導
- ③ 発達段階への適切な配慮を欠いた言動
- ④ セクハラについては、児童生徒を不快にさせる性的な言動を行うこと

3 調査上の配慮事項

- (1) アンケートの回収、集計等に当たっては、情報の取扱に配慮しつつ第三者（運営協議会委員やPTA役員等）の参画を求め、正確に実態を把握するよう手だてを講じた。
- (2) アンケートは氏名欄を設けたが無記名でもよいこととした（所属学年・学級については記入）。

4 調査結果

(1) 報告件数

① 体罰

(件)

年度	小学校	中学校	高校	計	前年度との比較
H29	15	15	0	30	—
H30	19	29	0	48	18
R元	25	17	0	42	△6
R2	19	14	0	33	△9
R3	21	17	0	38	5

② 不適切な言動

(件)

年度	小学校	中学校	高校	計	前年度との比較
H29	20	16	0	36	—
H30	27	29	0	56	20
R元	35	30	0	65	9
R2	23	31	0	54	△11
R3	21	54	0	75	21

(2) 発生の場面

① 体罰

※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛

(件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		HR		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
H29	8	6	0	0	4	1	0	8	0	0	3	0	15	15
H30	12	11	1	1	2	2	0	10	0	2	4	3	19	29
R元	15	4	1	1	5	3	0	6	0	1	4	2	25	17
R2	13	4	0	1	4	0	0	3	0	3	2	3	19	14
R3	11	3	0	0	8	5	0	6	0	1	2	2	21	17

② 不適切な言動

※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛

(件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		HR		スマホ(SNS)		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
H29	13	4	0	3	1	0	0	6	0	0			6	3	20	16
H30	16	7	3	2	0	1	0	11	0	0			8	8	27	29
R元	21	12	0	0	2	2	0	8	0	1	0	0	12	7	35	30
R2	13	11	0	0	2	1	0	13	1	1	0	1	7	4	23	31
R3	11	21	1	3	3	4	0	17	1	2	0	0	5	7	21	54

(3) 発生の場所

① 体 罰 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館		教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
H29	8	2	0	0	4	10	0	0	2	2	1	1	15	15
H30	13	14	0	0	2	8	0	0	3	1	1	6	19	29
R元	14	8	0	0	6	8	0	0	3	1	2	0	25	17
R2	10	6	0	0	1	6	0	0	7	2	1	0	19	14
R3	8	6	0	0	2	5	0	0	5	3	6	3	21	17

② 不適切な言動 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館		教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
H29	16	5	0	1	0	9	0	0	0	0	4	1	20	16
H30	18	14	0	1	1	9	0	0	0	0	8	5	27	29
R元	27	11	0	1	3	7	4	11	1	0	0	0	35	30
R2	22	19	0	0	1	10	0	0	0	1	0	1	23	31
R3	14	27	0	5	1	14	1	1	2	2	3	5	21	54

5 教職員の措置

(1) 体 罰 (人)

年度	懲戒			指導措置						計				
				訓 告			嚴重注意							
	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高	全体	
H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	3	3
R元	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	2
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1

(2) 不適切な言動 (人)

年度	懲戒			指導措置						計				
				訓 告			嚴重注意							
	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高	全体	
H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 体罰、不適切な言動の根絶に向けたこれまでの取組

(1) 通知文の送付

- ①「体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)」(25 文科初第 574 号<平成 25 年 8 月 9 日>)
- ②「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(18 文科初第 1019 号<平成 19 年 2 月 5 日>)
- ③「夏季休業期間中における学校施設等の管理及び教職員の服務について(通知)」(教職員課 令和 3 年 7 月 1 日)
- ④「倫理研修の実施について(通知)」(教職員課 令和 3 年 4 月 6 日)

※①②は体罰調査依頼通知に合わせ、毎年各校へ送付し周知している。

(2) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談を行い、各学校における取組状況や今後の方策について確認し、体罰・不適切言動の根絶について教職員への指導の徹底を依頼。また、体罰や不適切な言動が指摘された教諭等について、教職員課の担当が学校に出向いて授業参観等と指導を実施。

(3) 研修会等

- ① 校長会議における管理職への注意喚起(令和 3 年 7 月 8 日)
- ② 管理職を対象にした「アンガーマネジメント研修」を実施(令和 3 年 8 月 11 日)
- ③ 初任者研修や職務別研修等において、教職員の意識を高めるために教職員課の担当者が注意喚起を実施。

(4) 管理職による継続した指導

全教職員との面談及びコンプライアンスセルフチェックシートを活用した倫理研修を各校で実施。また、各校において、具体的事例を基に体罰等の防止について考える「ケースメソッド研修」を複数回実施。

7 令和 4 年度における体罰、不適切な言動の根絶に向けた取組(計画)

- (1) 体罰、不適切な言動の根絶に向けた通知文の送付。
- (2) 各校において、第 1 回目の倫理研修を 5 月末までに実施(コンプライアンスセルフチェックシートの活用)。
- (3) 管理職による教職員面談時に、体罰等不祥事根絶のための指導を実施。
- (4) 初任者研修や職務別研修等において、教職員課担当者による注意喚起の継続実施。
- (5) 夏季休業中に、管理職対象の「ストレスコントロールに関する研修」を実施。
- (6) 各校において、具体的事例を基に体罰等の防止について考える「ケースメソッド研修」を複数回実施。
- (7) 各校において、年間の振り返りとしての 2 回目の倫理研修を実施。
- (8) 複数回体罰等を行った教職員に対して、必要に応じた個別研修を実施。

氏名:

コンプライアンス セルフチェックシート

不祥事の多くは、ちょっとした気の緩み、油断、慣れ、以前からの慣習、無知などが原因とされています。この「セルフチェックシート」による自己点検は、あなたや職場における倫理やコンプライアンスに関する意識を再確認するとともに、さらなる意識向上を図るために行うものです。

各チェック項目について、次のとおりに自己点検してください。

【○…できている。△…できていないことがある。×…できていない。】

なお、ご自身の現在の業務では該当しない項目がある場合は空欄で結構です。

自己点検後は、このシートを所属長に提出し、所属長と面談を実施してください。

No.	区分	項目	自己評価		
			○	△	×
1	服務全般	法令等を遵守し、全体の奉仕者として誠実かつ公正公平に職務を遂行している。			
2		勤務時間外において、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動している。			
3		勤務時間内(時間外勤務等を含む)は、全力をあげて職務に専念している。			
4		職務上知りえた秘密は、たとえ家族でも漏らしてはいない。			
5		許可を得なければ、報酬を得て、いかなる事業や事務に従事してはいけないことを認識している。			
6		公務の執行に当たっては、必ず名札を着用している。			
7		身だしなみについて、ジーンズ、サンダル履き、不精ひげ、過度の茶髪など、執務においてふさわしくない服装等をしていない。			
8	倫理条例関係	利害関係者にあたる相手方を理解している。			
9		利害関係者から、金品等の贈与や供応接待など、利益供与を受けていない。			
10		工事の検査等に立ち会う際における禁止行為を理解している。			
11		利害関係の有無に関わらず事業者との接触については、市民から疑いを持たれることにならないよう、常に気をつけている。			
12	業者対応	業者との対応におけるルールを守っている。			
13	人権	どのような行為が人権侵害に当たる行為であるかを認識し、差別的な言動を行っていない。			
14	わいせつ・セクハラ・パワハラ	セクシャルハラスメントやパワーハラスメントは、相手の人格を不当に傷つけ、人権を侵害する行為であることを認識している。			
15		セクハラに当たるか否かは相手の判断や受け取り方が重要であることを認識している。			
16		児童生徒に対してわいせつ行為やセクハラ行為は絶対に行ってはいけないと常に認識している。			
17		児童生徒への指導等にあつては、誤解を招くような場所を避け、原則複数で対応するように配慮している。			
18		障がいのある児童生徒への介助や指導の方法は、一人で判断せず同僚や主任等と相談し、保護者の了解のもと行っている。			
19		セクハラ・わいせつ・パワハラ行為を見聞きしたら、すぐに注意したり、直ちに管理職や主任等に報告したりしている。			
20	体罰・不適切な言動	体罰や暴言(不適切な言動)が人格を傷つける行為であり、児童生徒の人権を侵害する行為であることを認識している。			
21		いかなる理由があるにせよ、児童生徒に体罰を加えることは、教職員としての指導力の未熟さを表していることを理解している。			
22		児童生徒の指導を一人で抱え込まず、同僚や主任等へ相談している。			
23		体罰や暴言(不適切な言動)を行っている同僚を目撃したら、すぐに注意したりやめさせたりするとともに、速やかに管理職に報告している。			
24	飲酒関係	「飲酒運転撲滅に向けたルール」を遵守し、飲酒運転は絶対にしないという強い意識を持っている。			
25		飲酒運転は絶対に行わないことを家族に宣言し、家族の理解と協力を求めている。			
26		前夜の飲酒であっても、アルコールが検出されれば飲酒運転になることを認識し、適正な量やペースを守っている。			
27		飲酒するときは、酩酊による粗野な言動を起さないよう、市職員としての自覚を持って節度ある行動に心がけている。			

【参考資料①】

No.	区分	項目	自己評価		
			○	△	×
28	交通法規の遵守	交通死亡事故を起こすと、執行猶予付きの判決となった場合でも、厳重に処分されることを認識している。			
29		飲酒運転根絶等宣誓書の内容を理解し、常に安全運転に努めている。			
30		所有している自動車運転免許証は、有効期限内である。 ※所有していない場合は「○」にチェック			
31		公務で私用車を使用する場合は、「浜松市職員の私用車の公務使用に関する要綱」に基づき、適切に申請し承認を受けている。			
32	適正な事務執行	前例や慣習にとらわれず、法令等に基づき、正しい手続きに沿って適正な事務処理が行われているか絶えず点検している。			
33	公金管理	市民から託された税金の重みを認識し、適正に公金を管理するとともに、効率的かつ効果的な予算執行に努めている。			
34		物品の発注にあたり、「預け」や「翌年度の納入」などの虚偽の会計処理をしていない。			
35	契約事務	入札や契約事務の執行に当たっては、予定価格や最低制限価格を漏らすなど、公正な入札や契約事務を妨害する行為はしていない。			
36		予定価格や最低制限価格を漏らすなど公正な入札を妨害する行為は、懲戒処分となるだけでなく、刑罰が科せられるということを知っている。			
37	個人情報管理	個人情報の紛失や漏えいがないよう適切に管理している。			
38		個人情報を含む書類を机上等に出したままにしていない。			
39		業務上使用するオンラインシステムの端末を利用して、自分の興味本位など、職務以外の目的で個人情報の閲覧、収集、利用、提供を行っていない。			
40		個人情報の漏えいには、本市の社会的な信用失墜や損害賠償義務の発生など大きなリスクを伴うことを認識している。			
41		個人情報が記載された資料は裏面利用していない。			
42	情報セキュリティ	機密性の高い情報を持ち出す際には、所属長の許可を得るなど勝手に持ち出していない。			
43		勤務時間の内外に関わらず、職場のパソコンで業務に関係のないホームページの閲覧や電子メールの送受信を行っていない。			
44		他の職員になりすましてコアアやミライム等により事務処理をしていない。			
45		自宅のパソコンには児童生徒などの学校で保有する個人情報を保管していない。			
46		成績表やテストの答案などは、児童生徒や業者の目にふれるところにおいていない。また、紛失などがないように保管状況に万全を期している。また、個人情報の紛失や流出がないように注意している。			
47	知的財産権	著作権などの知的財産権を侵害していない。			
48	SNS利用ガイドライン	SNSやホームページに発信した情報は不特定多数の目に触れるとともに、消えないという意識で発信している。			
49		個人のSNSで児童生徒の個人情報やそれにつながる情報、学校に関する情報を投稿していない。			
50		自分自身の不必要な個人情報を出していない。			
51		特定の児童生徒、保護者等と職務に関係のない私的なやりとりは行っていない。			
52	その他	ギャンブルなどにお金をつぎ込み、サラ金等から多額の借金をしていない。			
53		税金や国民健康保険料等は期日までに必ず納付している。納付手続きを家族に任せている場合は、期日までに納付しているか必ず確認している。			
54		税金や国民健康保険料等を滞納した場合は、懲戒処分の対象となることを知っている。また、税金や国民健康保険料などに関する自治体からの通知には必ず目を通し、適切に対応している。			
55		自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノに関する写真や映像などを所持、保管していない。			

<ケースメソッド研修資料>

令和3年度 不祥事根絶プロジェクト

～保護者・地域・子供たちから信頼され、

自信と誇りをもって仕事をするために～

信用失墜行為 編

◎ 事例 「体罰行為」

○ 事案の概要

A教諭は、授業中に離席する児童に口頭で注意をした。しかし該当児童はその注意を聞かず席に着こうとしなかった。A教諭は該当児童の両腕をもって引きずり、力づくで席に戻らせた。児童は机に伏せて「痛い」と言いながら泣いていた。A教諭はけがの有無を確認せず授業を再開した。

その日の夕方に該当児童の保護者から学校に連絡があり発覚した。該当児童は翌日医療機関で受診し、打撲で全治一週間の診断を受けた。

○ この事案の処分

※研修時に、管理職が説明する。

○ 聴取時の当該職員の心情

※研修時に、職員が記載し、管理職が補足する。

○ 被害者等の心情

※研修時に、職員が記載し、管理職が補足する。

○ この事案による影響

※研修時に、職員が記載し、管理職が補足する。

◎ 体罰行為に関する懲戒処分の指針

浜松市教職員の懲戒処分に関する基準

(5) 児童生徒関係 2 体罰

◎ 再発を防止するために

○ この事案が発生した要因にはどのようなことが考えられるか。

※研修時に、職員が記載する。

○ 再発を防止するためにどうすればよいか。

※研修時に、職員が記載する。

※最後に教育委員会が作成した指導事項を基に、管理職からの指導を行う。

◎ 体罰防止チェック

(あてはまれば○を記入)

1	指導中に感情的になることがある。	
2	児童生徒の反抗的な態度や授業中の私語の多さなどは、児童生徒に原因があると感じる。	
3	児童生徒の様々な背景を考えずに指導することがある。	
4	一方的に自分の指導方針に従わせようとする傾向がある。	
5	人間関係が構築されていれば、少しくらいの体罰は許されると思っている。	